

令和5年度第3回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 記録

日時 : 令和5年12月25日
場所 : 都庁第二本庁舎22階 22C 会議室
出席者 : 【委員】 亀山 章 (委員長)
石飛 博之
篠原 修 (委員長代理)
知花 武佳
鶴田 由美子
吉田 ゆり子
【助言者】 渋谷 啓一 (文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官)
平澤 毅 (文化庁文化財第二課名勝部門主任文化財調査官)
【事務局】 水道局: 経理部
水道局: 浄水部

配付資料 : 第3回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会次第
資料1 第3回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料
資料2 第3回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料<参考資料>

討議等の内容 :

1 開会

事務局(用地担当課長) :

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会を開催いたします。委員の皆様には年末の大変お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、委員会の事務局を担当しております、水道局経理部用地担当課長の武井でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

一番上に1枚ありますが、本日の「次第」でございます。それ以降でございますが、資料1「第3回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料」、資料2「第3回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料<参考資料>」となっております。

2 委員等紹介

事務局(用地担当課長) :

次に委員の出欠でございますが、本日は6名の委員の皆様、全員に御出席いただいております。続きまして、オンラインで御参加いただいている皆様を報告させていただきます。

助言者として、文化庁から文化財第二課史跡部門主任文化財調査官の渋谷啓一様と、名勝部門主任文化財調査官の平澤毅様に御参加いただいております。

また、玉川上水中流部に関係する庁内関係局及び沿線自治体の関係者の皆様にも御参加いただいているところでございます。

最後に、本日の委員会の終了は、午後5時を予定してございます。よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

なお、プレスの方の写真撮影はここまでとさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、亀山委員長、以後よろしくお願いいたします。

3 議事

I 報告事項

亀山委員長：

それでは、次第に沿って議事に入ります。

最初に報告事項でございますが、報告事項1から3までをまとめて、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

それでは、事務局から説明を始めさせていただきます。

本日の議事内容ですけれども、報告事項と検討事項で構成してございます。

それでは、報告事項から御説明させていただきます。2ページを御覧ください。

報告事項でございますけれども、第2回委員会でのご意見等について、それから、整備活用計画の改定に係る住民説明会、そして、玉川上水中流部来訪者アンケートについて、御説明させていただきます。

次に、3ページでございます。第2回委員会でもいただいた御意見や御質問のうち、史跡玉川上水の保存の方針、水路・法面の現況調査に関するものについて、事務局で調査、確認を行った結果を報告いたします。

まず、史跡玉川上水の保存の方針では、前回の委員会で、水路や法面の保存の考え方に関して御意見をいただきました。事務局としては、今回の整備活用計画改定においては、「史跡玉川上水保存管理計画書」に基づきまして、水路・法面の現状維持を前提とし、開削以降、その役割を変えながら生きてきた玉川上水の歴史的な価値を保存していくことを目標といたします。

具体的には、現在の法面が大きく変状しないよう必要な補修や法面保護工を加え、現状の水路機能や素掘りの開渠を維持し、継承していきたいと考えております。

次に、水路・法面の現況調査ですけれども、玉川上水の法面の形態と法面の崩落要因に関して御意見をいただいたところでございます。玉川上水の法面の形態に関しては、中流部は素掘り開渠が多く残り、開削以来、崩落が発生していない法面はほぼないと考えられるため、法面の原初形態を明らかにすることは難しい状況でございます。

また、発掘調査については、引き続き、史跡の大きな改変を伴う整備等に伴って実施される発掘調査の情報を収集していくとともに、水路の横断測量調査を実施して、法面の形状データを蓄積していきたいと考えてございます。

法面の崩落要因に関しましては、玉川上水の水路近傍で実施されたボーリング調査結果を活用して整理したところ、関東ローム層が基本となっております。

また、繰り返し法面崩落が発生する箇所では、崩落要因の分析のため必要に応じてボーリング調査等を実施し、対策を検討したいと考えております。

続きまして、4ページでございます。11月7日に開催した「整備活用計画の改定に係る住民説明会」の概要をまとめたものでございます。

説明会には34人の方に御参加いただき、意見交換の場では、水路・法面の保全、ヤマザクラ並木の保存、植生管理などに関して、様々な意見や要望をいただきました。資料には、説明会で寄せられた意見や要望を抜粋して記載しております。

また、参考資料1の3ページに意見や要望の詳細を記載しておりますので、併せて御参照いただけたらと思います。

次に進ませていただきたいと思います。

11月9日と12日に実施した来訪者アンケートについて、御報告をさせていただきます。

議事資料に戻りまして、5ページを御覧いただきたいと思います。

アンケートでは、玉川上水中流部の7か所において、調査員による玉川上水来訪者へのインタビュー形式で実施いたしまして、2日間で合計759人の方から回答をいただくことができました。

6ページは、アンケート結果の概要をまとめた資料でございます。

来訪頻度では、8割以上の方が「週1回以上玉川上水を来訪している」そして、史跡・名勝の認知では、7割以上の方が「史跡・名勝に指定されていることについて、知っている」という回

答がありました。また、説明板・水衛所跡の改善点、景観や要望に関する意見、玉川上水全体に対する意見・要望について、様々な意見をいただいているところでございます。

アンケート結果の詳細につきましては、参考資料1の4ページから13ページまでを御参照いただければと思います。

報告事項は、以上でございます。

亀山委員長：

ありがとうございました。

今の報告事項につきまして、御意見、御質問ありましたら、御発言をお願いいたします。発言される際は、挙手をお願いいたします。

なお、オンラインで参加される文化庁の皆さんは、発言の際、こちらが指名するまでマイクオフのままをお願いします。

何かありますか。

吉田委員：

御説明ありがとうございました。

最初の第2回委員会意見に対する報告内容の3番目の枠の「ボーリング調査結果（オープンデータ）を活用して整理した」ということで、これは今、整理していただいているものを拝見しているのですが、参考資料1の2ページでよろしいでしょうか。

崩落が進み、これからゾーニングも考えながら、中心的な議論の対象になるのかと思われる⑦番、⑧番、⑨番あたりのオープンデータを見ると、関東ローム層の他に、粘土質ロームとか粘土というところが⑧番、⑨番には非常に多いです。

崩落を招いていることと、土性との間に因果関係がもしかしてあるのであれば、その辺はもう少し回答していただくときの情報に加えていただく必要があると思うのですが、敢えて、それを入れていらない理由というのは何かありますか。

事務局（経理部長）：

ただいま御指摘にございましたように、⑧番、⑨番のところで、特に粘土質の緑色のところが増えているわけですが、今の段階ではこれと崩落との因果関係というところまでは、把握し切れていないのが現状でございます。

吉田委員：

因果関係までは分からないということで、今は結構ですが、この整理を今後されるときには、それを反映していただく方がいいのではないかと思います。

事務局（経理部長）：

確かに⑧番、⑨番のところは特徴的なものですので、それと崩落との関係がもし把握できれば、大変役に立つかと思います。今後、対応させていただければと考えてございます。

吉田委員：

分かりました。

亀山委員長：

ありがとうございます。

⑧番、⑨番。特に⑨番は関東ロームがほとんどない。堆積が薄いところだからということですね。

よろしいですか。よろしいようでしたら、少し先に進めさせていただきます。

Ⅱ 検討事項

亀山委員長：

次は検討事項に移るわけですが、最初は検討事項の1につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

それでは、検討事項の1について、御説明をさせていただきます。
議事資料の7ページから御説明させていただきます。

篠原委員：

この住民説明会の報告はないのですか。いきなり、検討事項に行ってしまうけれども。

事務局（用地担当課長）：

簡単ではございますが、今、させていただいたところでございます。

亀山委員長：

簡単にやり過ぎたのだよ。

篠原委員：

第2回委員会の話は聞いたけれども、住民説明会に何人来たとかいうだけだったから、どういう意見が出たのかとか説明があるのかと思ったから聞いたのですけれども、別になければ構いません。

事務局（経理部長）：

説明を簡略にし過ぎて、申し訳ございません。

4ページの緑色の表のところに取りまとめているのですが、色々な意見が出ています。緑を残してほしいという意見もあれば、あるいは、植生管理の三つ目のポチにございますけれども、防犯上の問題であるとか、その他、きちんと管理してもらいたいという意見もございました。

篠原委員：

分かりました。

亀山委員長：

よろしいですか。どうぞ。

鶴田委員：

さらっと行ってしまいそうだったので、せっかく取っていただいたアンケートについて感想を申し上げます。すごく充実した内容だったと思います。

たくさんの場所で取られていて、非常に多くの方々が回答されていて、全体の印象や改善点の意見は議事資料に取りまとめているのですけれども、参考資料1の方では年齢とか居住地とか、ばらばらに詳しく見られるようになっていますね。

その中でも、地域ごとに、その地域居住の方々がしっかりと答えてくださっているというのが顕著に分かり、また世代も、かなり若い方たちもしっかり答えていただいているというのは、今回、非常によかったと思います。

全体に比べて10ポイント高いとか、10ポイント低いみたいなのところも、ちゃんとマーキングされて、分かりやすくなっています。

こういった横断的なアンケート調査というのは、前回は質問項目なども少なかったりというのがあって、比較は難しいところはあるかと思うのですけれども、今後も利用とか活用を考えると、これを基本として積み上げていくことができると思います。この中でも色々な多様な意見が出たということと、非常に多くの方々が利用されているというのが、とてもよく分かりました。建設局の公園管理でも、同じようなことはされていると思います。

私も昨日、浅間橋から東橋ぐらいまでちょっと歩いてみたのですが、非常に多くの方がランニングしたり、お散歩したり、部活で走っているみたいな方たちもおられました。緑道としての玉川上水というところの魅力が、地域の方々に非常に愛されている場所だなというのがよく分かるものだったと思います。

アンケートとして、これからの過程を考えるのに、非常にいいデータが取れたなというところ です。お礼方々、御指摘したいと思います。

亀山委員長：

ありがとうございました。

日常的に利用されている方が圧倒的に多いようではありますが、それでもちゃんと史跡・名勝であるということは、認知して利用されているところが特徴かなと思いました。

よろしいですか。何か補足されることはありますか。

事務局（経理部長）：

特段ございません。

亀山委員長：

分かりました。

吉田委員：

本当にいいデータになっていると思うのですが、史跡・名勝を知っているという参考資料1の10ページの年代層を見ると、顕著に表れている傾向というのが、若い人ほど御存知ないということですね。

20代の方は半分ぐらいしか知っているという方もいないですし、説明板も半分ぐらいの人しか存在を意識していないということが分かります。平均してしまうとかなり認知度が高い結果となりますけれども、若い年代層の認知度が低いというデータは、これから普及啓発活動のターゲットをどこにしていっていいかということを示していると思います。

亀山委員長：

これは多分、居住歴とか、何かあるのでしょうか。きっと。ある程度の年の方で、居住歴が長い方は割と御存知でしょうけれども、比較的新しい方は、外から来られたからそんな意識を持たないというところかなと思います。

よろしいですか。

次に行きます。事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

事務局から続けさせていただきます。さらっとやり過ぎて、申し訳ございませんでした。

検討事項の1番を、改めて御説明させていただきたいと思います。

議事資料7ページから、御説明させていただきます。この検討事項では、これまでの検討状況、植生管理の進め方、生物多様性の保全、保存管理の進め方・施策案、そして、活用整備の進め方について、順に御説明させていただきます。

それでは、これまでの検討状況について、御説明いたします。

資料の8ページを、御覧いただけたらと思います。8ページは、検討委員会での検討の流れをまとめた資料でございます。

今回の検討委員会では、赤枠で囲まさせていただきました保存整備施策、活用整備施策の検討、そして、植生管理の進め方について、御議論いただきたいと考えてございます。

また、植物・生物調査については、秋までの調査結果を報告させていただきます。

続きまして、9ページでございます。水路・法面の保全に関して第2回委員会でもいただいたご意見等に対する検討状況をまとめた資料でございます。

まず、ゾーニング、モニタリング、優先度や整備の進め方については、後ほど議事資料の26ページから36ページで検討案を御報告させていただきます。

また、樹木管理につきましては、議事資料の14ページから24ページまでのところで、生物調査の結果と植生管理の方向性の検討案を御報告させていただきます。

これまでの検討状況については、以上でございます。ここで、一旦締めさせていただきます。

亀山委員長：

8ページと9ページ。検討の流れとこれまでにいただいた主なご意見等がございます。

ここはいいかな。特に。主な意見は、こんなことでしたということですね。

御議論いただきたいのは、もう少し先の方の中身のある部分ですので、もうちょっと先まで行きます。

事務局（用地担当課長）：

先を続けさせていただきます。

それでは、10ページを御覧いただきたいと思います。

ここからは、植生管理の進め方に関する資料となります。植生管理の進め方では、玉川上水に関する関係法令・計画等、生物多様性保全に関する都の計画、現況調査の結果、課題と検討事項、今後の方向性について、御説明いたします。

それでは、具体の中身を説明させていただきます。11ページでございます。玉川上水に関する関係法令・計画等について、まとめた資料でございます。

平成11年に東京都環境局が、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく歴史環境保全地域に指定するとともに、「玉川上水歴史環境保全地域保全計画書」を策定し、植生管理に関する考え方を定めてございます。

その後、平成15年の史跡指定を経て、水道局では平成19年に文化財保護法に基づく「史跡玉川上水保存管理計画書」を策定いたしました。「保存管理計画書」における環境保全の考え方は、「歴史環境保全地域保全計画書」の植生管理に関する考え方と整合を取っております。

その他の関係法令との関係につきましては、参考資料1の14ページを御参照いただけたらと思います。

続きまして、12ページに進ませていただけたらと思います。12ページでございますけれども、生物多様性保全に関する都の計画と今回の整備活用計画の改定との関係性をまとめた資料でございます。

令和5年4月に、東京都環境局は「東京都生物多様性地域戦略」を改定してございます。また、地域戦略アクションプランの中で、玉川上水の保全が位置づけられております。

続きまして、13ページでございます。13ページは「東京都生物多様性地域戦略」に関する資料でございます。

「東京都生物多様性地域戦略」は、都内における生物多様性の保全及び持続的な利用に関する基本的な計画でございまして、計画期間は令和4年度から令和12年度まで、基本理念は、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指すとしております。

また、2030年目標として、自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる、ネイチャーポジティブの実現を目指すこととしてございます。

参考資料2でございますけれども、こちらに「生物多様性地域戦略」の概要版をつけさせていただいておりますので、御覧いただけたらと思います。

また、東京都建設局では「新たな都立公園の整備と管理のあり方について」の検討を行っておりまして、本年6月に答申が出されておりますので、その答申も参考資料3に概要を添付させていただいております。後ほど、御確認いただけたらと思います。

続きまして、次の14ページから19ページまででございます。こちらは、令和4年度、5年度に実施した現況調査結果に関する資料でございます。

14ページでございますけれども、こちらは昨年度実施した毎木調査の結果をお示ししたものでございます。中流部の胸高直径10センチメートル以上の全樹木、約9,000本を対象に、樹種、樹高、健全度について調査を行っております。20メートルを超える樹木も、一定程度見られました。

また、樹木の健全度では、全体的にはA評価の健全木が 91%を占めるものの、著しい被害を受けているB 2評価の樹木と、枯死または回復が不可能なC評価の樹木が、上流域の上水小橋から商大橋間、そして下流域の幸橋から浅間橋の間に多く見られております。

続きまして、15 ページでございます。15 ページは、植生断面調査の資料でございます。

平成 17 年度に実施した植生断面調査のうち 10 か所について、本年 7 月に現況調査を実施し、植生断面の比較を作成いたしました。全体的には樹高成長や樹冠幅が大きくなっておりまして、樹林としてのボリューム感は増大し、鬱閉した樹林景観となっております。

また、平成 17 年以降の法面保護工ですとか植生管理の影響で、樹林の構成が大きく変化した箇所が認められております。

続きまして、16 ページ、17 ページですけれども、こちらは生物調査について、まとめた資料でございます。

まず、16 ページから御説明させていただきます。これまでの委員会で御説明いたしましたが、玉川上水中流部において、原則として水路を挟むフェンスの間を調査範囲とし、小平監視所から小川水衛所跡までを区間Ⅰ、小川水衛所跡から境橋までの名勝指定区間を区間Ⅱ、境橋から浅間橋までを区間Ⅲに分類して、生物調査を実施しております。

続きまして、17 ページでございます。17 ページは、植物相調査、林床植生調査、昆虫類調査、小動物調査、鳥類調査、水生生物調査の結果の概要をまとめたものでございます。

また、区間別の調査の結果の詳細につきましては、参考資料 1 の 15 ページから 17 ページまでにまとめさせていただいておりますので、そちらを御参照いただけたらと思います。

続きまして、18 ページから 20 ページまででございますけれども、こちらは、課題と検討事項をまとめた資料でございます。

18 ページでございますけれども、こちらは、害虫による枯死被害に関する課題と検討事項をまとめた資料でございます。

まず、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害でございます。ナラ枯れは雑木林等の手入れ不足が要因と言われておりまして、近年都内でも被害が拡大しております。

玉川上水中流部におけるカシナガ被害木は、令和 5 年 3 月の調査時で 200 本以上を確認しておりまして、コナラ・クヌギが多い上流域、区間Ⅰでの被害が顕著となっております。

ナラ枯れ対策につきましては有効な防除手段が確立していないため、現況を踏まえた効果的な対策の検討が必要であると考えております。

続いては、クビアカツヤカミキリへの対応でございます。特定外来生物にも指定されているクビアカツヤカミキリはサクラやモモなど、バラ科植物に加害し、枯死被害を与える昆虫でございます。

現在、玉川上水中流部での被害は確認されておりますませんが、特に名勝区間においてはモニタリングが必要であると考えております。

続きまして、19 ページでございます。19 ページは、直近の倒木被害に関する資料でございます。

本年 8 月、区間Ⅰの小川橋の上流左側に生育するクヌギの大径木が右岸側に倒伏いたしました。倒伏した樹木は、樹高 23 メートル、幹周囲長 203 センチメートルのカシナガ被害木でございます。水路・法面は直壁状、柵内の緑道側に近い場所に生育しておりまして、外観上の著しい異常は見られませんでした。

倒伏の原因は不明でございますけれども、根系は中程度のものばかりで、支持根となるものがない状況でございました。

今回は右岸の樹木がクッションとなり、大きな被害は発生しておりませんが、倒伏による被害のリスクを考えると、水路の法面や法面の法肩付近に生育している樹木、特に大径木のモニタリングと維持管理の検討が必要であると考えております。

次の 20 ページから 22 ページまででございますけれども、こちらは生物調査の結果を基に、生物多様性の保全に関する課題や検討事項をまとめた資料でございます。

まず、20 ページから御説明いたします。区間Ⅰの自然環境の特徴といたしましては、コナラ・クヌギを主体とする武蔵野らしい雑木林の景観が維持されておりまして、樹林性の鳥類ですとか昆虫類、林床植物が生息、生育しているという状況でございます。

課題や検討事項としては、コナラ・クヌギの老木化の進行により、ナラ枯れ被害が多く発生しておりまして、健全な雑木林を維持していくため、劣勢木を中心に間伐を進め、若返りを図る必要がございます。

また、常緑広葉樹が増加傾向にございまして、これがコナラ、クヌギ、イヌシデ等の落葉広葉樹の稚樹の生育を阻害する要因となっている可能性がございます。

さらに、間伐に当たりましては、多様な環境を確保するために林内の一部に樹木密度が比較的高い場所を残したりですとか、落葉樹や常緑樹の低木が茂るやぶの環境を残したりするなど、画一的な環境とならないような管理の検討が必要と考えられます。

続きまして、21 ページでございます。区間Ⅱの自然環境の特徴といたしましては、ヤマザクラの補植整備済区間では、ヤマザクラを中心とする明るい疎林・林縁と高茎草草が分布し、明るい林床を好む植物、樹林性、草地性、訪花性などの多様な昆虫類の種を確認しております。

また、鳥類の確認種数は、他の区間と比べやや少ない傾向にございます。その他の区間はケヤキを中心とする落葉広葉樹林で、その林床はアズマネザサの繁茂などによってやぶ化している状況にございます。

課題や検討事項といたしましては、区間全体を通じてアズマネザサが繁茂しており、落葉低木や高茎草草が衰退しないよう、下草刈りの頻度を考慮して、林内のやぶ化を抑制する必要があります。

ヤマザクラの補植整備済区間では、法面の伐採木からの萌芽が著しく再繁茂し、その他の区間ではケヤキの大径木化が進んでおります。

また、間伐等による光環境の変化等が外来植物侵入の契機となるため、侵略性の強い外来種の繁茂に留意が必要と考えられます。

続きまして、22 ページでございます。区間Ⅲの自然環境の特徴といたしましては、ムクノキ、ケヤキ、シラカシ、ミズキなどの広葉樹が中心に生育いたしまして、一部には竹林ですとかヒノキ植林が見られるというものでございます。大径木化も進行しておりまして、鬱閉された箇所が多く見られ、林床は低木やアズマネザサが繁茂してございます。

全体的に緑地帯の幅が狭く、法面も勾配がある環境のため、植物の生育種は他の区間に比べやや単調でございます。昆虫の生育環境としても単調な傾向で、確認種数は3区間で最も少ない状況にございます。

課題や検討事項といたしましては、生物の生育・生息種が他の区間に比べ単調でございますけれども、目標植生を明らかにして、林内が開けた明るい雑木林の環境を基調として管理していくことで、多様な生物の保全につながると考えております。

また、一部のエリアでは樹林性の特徴的な鳥類が確認されておりまして、落葉低木ですとか常緑低木を適度に維持して鳥類の採餌場所や隠れ場所を提供できるようにするなど、管理上の配慮が必要と考えられます。

続きまして、23 ページと 24 ページでございますけれども、こちらは、今後の方向性に関する資料になります。

まず、23 ページでございますけれども、植生管理の目標と基本方針をお示しする資料でございます。読み上げさせていただきます。

ア 土木施設・遺構と一体となって地域と共存し調和してきた快適な水と緑の空間を適切に管理し、後世に継承する。

イ 多様な生き物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた管理を適切に行い、エコロジカル・ネットワークの形成に寄与する。

ウ 倒木の危険性がある枯損木の点検や樹木の維持管理を計画的に行い、周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保する。

エ 自然環境の変化を把握できるよう、指標となる種などを中心にモニタリング調査を実施する。

オ 地元住民や地域の団体、玉川上水を管理する関係機関など、多様な主体との情報共有や連携に務めていく。

といった、5つの項目に整理してございます。

この植生管理の目標と基本方針に基づきまして、植生管理を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、24 ページでございます。植生管理の管理内容案をお示しするものでございます。

植生管理の目標、基本方針に基づきまして、史跡や名勝の歴史的価値の保存を図りながら、玉川上水の現況を踏まえた植生管理、具体的には現況を類型化しゾーニングすることで、ゾーンごとの特徴に対応した植生管理を目指すとともに、生物の生育・生息状況を踏まえた適切な管理を行い、生物多様性の保全に寄与することを目指していきたいと考えてございます。

検討事項の植生管理の進め方については、以上でございます。

一旦、ここで切らせていただければと思ってございます。

亀山委員長：

分かりました。ここまでで、切らせていただきます。

御説明いただいたことにつきまして、御質問をお願いいたします。

篠原委員：

色々頑張ってやられているのは、よく分かりました。根本的なところで確認をしたいのですが、玉川上水は史跡ですよ。史跡のうちに植物は入っていますか。

事務局（経理部長）：

植物は、入っていません。

篠原委員：

植物の方は、「小金井（サクラ）」が名勝で入っているだけね。

事務局（経理部長）：

そうですね。失礼しました。サクラの部分は入っております。

篠原委員：

そうすると、植生は史跡には入っていないのだね。

事務局（経理部長）：

史跡指定という点で申し上げますと、史跡に指定されておられません。

篠原委員：

だから、史跡の指定にはなっていないけれども、一生懸命頑張ってやっているわけで、13ページ以降「東京都生物多様性地域戦略」ということを一つのベースに一生懸命やっておられると。この「東京都生物多様性地域戦略」というのは、何に基づいているのですか。

事務局（経理部長）：

こちらの地域戦略は、法令に基づいて策定されています。国の方でも策定してまして、その地域版ということで、法令に根拠があって策定されているものでございます。

篠原委員：

国の法令というと、これは環境省か。

事務局（経理部長）：

所管は、環境省だと思います。

篠原委員：

分かりました。そうすると、文化庁系の史跡のところに、ちょっと大げさに言うと、環境省系の生物多様性のものをかぶせて一緒にやっていると。

それは環境省かもしれないけれども、もともと。そこをちょっと聞いたかったのだけれども、東京都として特別な何か法令みたいなものを作っているの。

事務局（経理部長）：

法令は作っていないです。都が作るとしたら、法令ではなくて条例になりますけれども、そういったものは制定されていないです。

篠原委員：

東京都だから大丈夫かな。僕は土木だから、国交省の施策なんかを色々見ていると、今はこれだというのが出て、昔の多自然型河川とか、そんなのを昔からやっているけれども、2、3年経つとマスコミ対応でどんどん替えていくわけ。持続性がなくて、自治体でやっとできてくるころにあれはどうなったのと。

それは日本人の悪い癖なのだけれども、そういうことをちょっと心配していたわけなのだ。それはない？大丈夫ね。

事務局（経理部長）：

法令に基づいておりまして、これは環境省が所管している審議会、この審議会は法定審議会ですけれども、そちらで議論しているものでございますので、御懸念のことはないかと思います。

篠原委員：

だけれども、生物多様性と玉川上水の植物とは、そんなダイレクトにつながらないよな。

事務局（経理部長）：

実際に生えているここの樹木をどうこうという話ではなくて、どちらかというと理念的な部分もかなりございますので。

篠原委員：

そこを心配していたのだけれども、これだけ丁寧にやっているし、やめる気はないみたいだから安心ですけれども。

ついでだから、もう一ついいですか。これは23ページか。

前にもちょっと申し上げたのだけれども、植生管理の目標・基本方針のア、イ、ウ、エと書いてあるイのところに、「玉川上水の特徴を踏まえた管理を適切に行い」まではいいのだけれども、「エコロジカル・ネットワークの形成に寄与する」と書いてある。

これ前回も言ったけれども、玉川上水だけではなくて、それから延びている緑道とか公園とか、それとリンクすることをやってほしいのだよな。

水道局だけではなくて、都市計画になるのか、公園緑地になるのかどうか分かりませんが、そういうことはぜひとも。個人的な話ですけれども、どうも省庁はこれやります、これやりますと、それが横になかなかつながらないので。横につなげるのは、霞ヶ関は難しいけれども、自治体はやりやすいはずだから。でも、東京都は図体大きいから大変か。やってほしいのですよ。要望です。

以上です。

事務局（経理部長）：

ありがとうございます。

鶴田委員：

私は、この「東京都生物多様性地域戦略」の改定検討委員もやっておりまして、今、篠原先生がおっしゃったように、実は文化庁さんや環境省、国交省によらず、全省庁にまたがって生物多様性国家戦略というのができておりまして、全ての施策で生物多様性保全に貢献するということが求められています。

これは、生物多様性条約というものに日本が批准しているので、それに基づいて国家戦略が作られ、自治体などに地域戦略を作することを求められて、東京都でもこの「東京都生物多様性地域戦略」の下に、例えば、添付で資料をいただきました建設局の都立公園のパークマネジメントプランとか、環境局の今の政策なども含めて、この生物多様性保全に貢献していくことが求められ

ています。その中に、玉川上水の生物多様性保全ということもしっかり組み込まれているというのが、東京都の施策の中の位置づけになるのですね。

篠原先生がおっしゃったとおり、このエコロジカル・ネットワークという性質上、ネットワークは拠点、拠点を結ぶコリドー、廊下のようなものです。

玉川上水はとても幅が狭いので、例えば、普通の街路樹よりも、道路幅よりもずっと狭いところを両側からアクセスできるような細い林が続くというすごく特殊な環境で、東京都の中でも、このような環境はすごく稀有なのです。

地形的にも、台地の平たい上の尾根の部分のところにそういう水路が造られたわけで、ここに玉川上水が緑地帯を持っているということはエコロジカル・ネットワークに非常に貢献するところです。史跡の中に植物が入っていないということは確かにそうなのですが、今後、植生管理を考える中で、生物多様性保全に貢献しないわけにはいかないというのが、今回の検討の骨子だろうと思います。

13 ページに「ネイチャーポジティブの実現」と書いてあるのは、参考資料 2 の 4 ページに「生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現」ということで、グラフが 2030 年のところをゼロにして、そこからプラスに持ってくる必要があります。

つまり、今は生物多様性が損失の危機にあって、色々種数ですとか希少種が減ってきている。それをまずゼロにして、ゼロから上に持っていかなければいけない。そのための貢献ということになるので、今あるものをそのままでは、実は貢献したことにならないのですね。増やしていかなければいけない、もっと豊かにしていかなければいけないということが求められている。

なので、本当にこの玉川上水のネットワークというものをフルに活用して、その沿線にある都立公園ですとか、色々な緑地を持っていच्छる大学のキャンパスとか、企業の敷地とか、本当にありとあらゆる主体の方々と連携して、生物多様性を保全していくということを計画の中に位置づけていただきたいと思います。

ひとまず、補足でした。

亀山委員長：

今、言われたことは、基本それを前提にして考えているのですね。この事業そのものは。

篠原委員：

書いてあるけれども、もうちょっと具体的に動いてくださいと、僕も彼女も言ったわけで。要するに、書いてあるのは分かるけれども。

事務局（経理部長）：

23 ページのイのところは 2 行しか書いてございませんので、今、鶴田先生から御説明があったように、そういう色々なことを含んでいると御理解いただければと思います。

亀山委員長：

もうちょっと具体的に、というような言い方で。

事務局（経理部長）：

具体性につきまして、植生管理については、今回、方針をお示ししているだけでございますので、これについては来年開催します第 4 回のところで、もう少し具体的なお話をさせていただければと考えているところでございます。

亀山委員長：

ということだそうですので、よろしくお願いいたします。

知花委員：

矛盾しているように聞こえたら申し訳ないのですが、生物多様性は、市民の方からもぜひ議論してほしいという意見が複数出ていましたし、鶴田先生がおっしゃったような世の中の動きを考えると、当然配慮しなければいけないと思うのです。けれども、この「植生管理の進め方（生物多様性の保全）」という位置づけが、何か余計ややこしくしている気がするのですよね。

そもそも、生物多様性の保全のために植生管理を始めるのとは、話がちょっと違うのです。だから、どなたかがおっしゃっていましたが、サクラ並木にしておいて、生物多様性という矛盾するだろうみたいな意見も出てくるわけです。

ここでいう植生管理に含められているものには、色々なものが交ざっていますが、「木が大きくなり過ぎて、このままでは法面が安定しないところは伐採しなければいけない」とか、「水面が見えないところは、ちょっと雑草を刈った方がいいのではないか」、というような植生管理を優先して書こうとしているように思うのですよ。

それならば、生物抜きという言葉に語弊がありますけれども、玉川上水の植生をどうしたいのかという議論を先にして、仕上がりのイメージがこうですよというのが出てきた段階で、生物多様性の観点からいうと、今より随分貧弱になるではないかと、それこそ、どこかをコリドーにしようとする、随分細くて貧弱だからもうちょっと木を増やさないとコリドーにならないですよ、というのを後から議論した方が良さそうな気がするのですよね。

だけれども、それを今、植生管理＝生物多様性の保全としているので、あまり具体的な話ができないのだと思います。結局、生物多様性と一言で言っても色々なものがあるわけで、せっかくゾーンに分けるのですから、それぞれのゾーンで違う生物相があって、トータルで見たら多様だという議論もあるでしょうし、逆にあるゾーンの中に色々な種類がいて多様だという議論もあるでしょう。両方あると思うのですね。

だけれども、それぞれの多様性をどのように目指したら良いかと言ったところで、そもそも生物多様性のための議論からスタートしていないので、答えが出ないんですよ。だから、どこでも、色々な木を植えなさい、色々な草を生やしなさい、色々な虫を住まわせなさいと言って、僕が幕の内弁当と言っているようなものにならざるを得ず、結局、中途半端なものになるんですよ。

だから、順番をちゃんと整理して、まずは玉川上水保全のために植生管理をするけれども、一通りの案ができた段階で生物多様性という観点からそれでいいのか、さらに多様性を強化できないのか、とそうした順序がある気がする、それだけ注意していただければと思います。

篠原委員：

賛成です。ものすごく、すっきりする。

亀山委員長：

これは、植生管理の進め方なのであって、(生物多様性の保全)というのは後からつけられたようなことですよ。実際にそういう視点が大事ですねというつもりで括弧がつけられているみたいなものですから、基本、植生管理の進め方だと理解してよろしいのですね。

事務局(経理部長)：

もともと史跡の計画ですので、史跡を保全するための植生管理が確かに出発点になっていて、今、知花先生からお話がありましたように、まずそれが先にあったというのは、そのとおりでございます。

この間、生物多様性についての配慮であるとか、その回復であるという話は、言ってみれば後から出てきたというのが実態ですので、その両者の折り合いといいますか、そういうものをどうしていくかというのを今後、具体的な施策の中で整理をしていきたいと思っています。

順番としては、知花先生がおっしゃったように、そういうふうに整理をした方が分かりやすいので、そういう方向で今後、具体的な施策を整理していきたいと考えているところでございます。

亀山委員長：

それは、皆さんで了解していただいたということを前提にして進めるということだろうと思います。

篠原委員：

植生管理の進め方とずっと書いてきて、最後に生物多様性の観点から見て、それぞれを検討する。

亀山委員長：

そうです、そのように思います。

篠原委員：

確かに、知花さんの言うとおりの。頭が混乱しないよ。

亀山委員長：

ということで、その他いかがでしょうか。

では、その次の御説明をお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

それでは、検討事項の3でございます。

保存整備の進め方・施策案についての御説明をさせていただきます。議事資料としては25ページからになります。よろしくお願いいたします。

まず、25ページを御覧いただけたらと思います。ここからは、保存整備の進め方・施策案に関する資料でございます。保存整備の進め方・施策案では、ゾーニング、モニタリング、水路・法面の保全、「小金井（サクラ）」並木の保存について御説明をさせていただきます。

続きまして、26ページから28ページまでは、ゾーニングに関する資料でございます。

まず、26ページでございますけれども、ゾーニングの考え方を示す資料でございます。現況を類型化いたしまして、一定の区間に区分、そしてゾーニングをすることで、ゾーンごとの特徴や課題に対応した保存管理の考え方ですとか、優先度の考え方を整理して、計画的な保存整備を進めていくとともに、ゾーンごとに対応した植生管理とモニタリングによりまして、生物多様性の保全にも寄与していくことを考えてございます。

また、水路・法面の形状、法面の保全、植生等の自然環境、周辺の利用状況の4つの指標によりまして、現況の類型化を行うことを考えてございます。

続きまして27ページでございますけれども、こちらは、ゾーニング案を示すものでございまして、中流部を7つのゾーンに区分することを考えてございます。参考資料1の18ページから20ページまでも、併せて御参照いただけたらと思います。

それでは、それぞれのゾーンについて、御説明させていただきます。

小平監視所から小川水衛所跡までの上流域でございますけれども、小平監視所からいこい橋までをゾーン1、いこい橋から小川水衛所跡までをゾーン2といたしました。

ゾーン1とゾーン2は、直壁状、オーバーハング状の法面が連続する深い素掘り水路で、緑道と一体となった武蔵野らしいコナラ、クヌギの雑木林となっております。特にゾーン1では、法面保護工事施工歴が多くなっている状況でございます。

名勝指定区間の小川水衛所跡から境橋までの中流域でございますけれども、小川水衛所跡から小金井橋までをゾーン3、小金井橋から境橋までをゾーン4といたしました。

ゾーン3は、直壁状、オーバーハング状の法面が連続する比較的深い素掘り水路、ケヤキ中心の落葉広葉樹林で、周辺は道路となっております。一方、ゾーン4は、傾斜状で開放的な水路、ヤマザクラの補植整備を行った区間ではヤマザクラ並木と草地で、周辺は道路になっているほか、小金井公園と隣接しております。

境橋から浅間橋までの下流域でございますけれども、境橋から萬助橋までをゾーン5、萬助橋から東橋までをゾーン6、東橋から浅間橋までをゾーン7といたしました。

まず、ゾーン5は傾斜状の水路があつて、ムクノキ等の落葉広葉樹や常緑樹の混交林で、周辺は緑道や道路になっているほか、一部では住宅と近接しております。

続きましてゾーン6でございますけれども、急傾斜の法面と様々なタイプの護岸が多い水路でございまして、ムクノキなどの落葉広葉樹や常緑樹の混交林で、周りは主に緑道となっているほか、井の頭公園と隣接、一部では住宅と近接しております。

また、ゾーン6では法面の崩落発生が多く、水路・法面の積極的な保全が必要と考えてございます。

最後、ゾーン7でございますけれども、傾斜状で比較的深い素掘り水路、ムクノキなどの落葉広葉樹や針葉樹の混交林で、周辺は緑道や大型道路となっております。

続きまして、28ページでございます。

28 ページは、ゾーン別の整備、管理の方向性案を、ゾーンごとに保存整備上の課題と保存整備の方向性、植生管理上の課題と植生管理の方法性を整理した資料となっております。

ゾーンごとの課題に対応した保存管理の方向性、植生管理の方向性の下、計画的な保存整備を進めていくことを考えてございます。法面の後退傾向ですとか法面保護工事の施工歴が多いゾーン1、2、6は優先整備区間として、水路・法面の積極的な保全を行うことを考えております。

また、ゾーン4のうち、ヤマザクラの補植整備を行った区間につきましては優先整備区間といたしまして、補植整備したヤマザクラの並木を良好な状態で維持管理を行うことを考えてございます。

続きまして、29 ページでございます。こちらは、モニタリングに関する資料でございます。

土木施設・遺構の保存管理に関する調査といたしまして、水路・法面の現状把握を目的に、水路踏査調査、横断測量調査、植生断面調査を行うことを考えてございます。

また、環境保全に関する調査といたしましては、自然環境の基礎データの収集を目的に、毎木調査、林床植生調査、植物相調査、動物相調査を行うことを考えてございます。

続きまして、30 ページから 33 ページまででございますけれども、こちらは、水路、法面の保全に関する資料でございます。

まず、30 ページは、保存整備の目標・基本方針についての資料でございます。

水路・法面の保全に係る保存整備の基本方針として、前回の委員会でお示した6項目のうち、ウ、エ、カの3項目について、赤字の部分を追記させていただきました。

続きまして、31 ページでございます。水路・法面の保全に係る保存整備の施策の進め方についての資料でございます。

まず、法面の後退傾向や法面保護工事の施工歴が多い優先整備区間ゾーン1、2、6では、水路踏査及び横断測量調査により法面の形状をモニタリングしながら、計画的な水路・法面の保存整備を行い、素掘り水路の保全に努めていくことを考えております。

具体的には、優先整備区間では2、3年ごとに水路踏査及び横断測量調査を実施するとともに、法面の変状を把握しながら、大径木の管理や法面保護工などの計画的な保存整備を実施していくことを考えております。

次に、優先整備区間以外の区間につきましては、5年ごとに水路踏査及び横断測量調査を行いまして、水路・法面の現況をモニタリングしていくことを考えております。ただし、水路踏査及び横断測量調査で法面の変状等が確認された場合で、フェンスと法肩が近接し、法肩部の大きな浸食等が確認された箇所ですとか、既設護岸の部材損傷によって護岸の大きな変状が確認される箇所につきましては保全の緊急性が高いと判断いたしまして、優先して対策を講じていくことを考えてございます。

続きまして、32 ページ、33 ページでございますけれども、こちらは、水路・法面の保全に係る保存整備の実施施策案でございます。

まず、32 ページでございます。アのモニタリングにつきましては、水路踏査調査による水路・法面状況の目視確認、それから横断測量調査による断面形状の経年比較によって、水路・法面の現況をモニタリングするとともに、水路・法面の形状データを蓄積していくことを考えてございます。

また、水路踏査及び横断測量調査につきましては、優先整備区間は2、3年、その他の区間は5年をサイクルとしていきたいと考えてございます。

続きまして、イの法面保護工でございますけれども、モニタリングによって崩落の発生や崩落の兆候が認められた箇所に対して、法面保護工を実施する。そして、素掘り水路としての遺構の景観を保存し、かつ法面の安定化を図る工法といたしまして、これまでの施工実績を踏まえて連続繊維補強土工、それから擬木の木柵工による対策を実施することといたします。

また、周辺緑地との調和を図るために、必要に応じて法面の植生工を実施する。繰り返し法面崩落が発生する箇所や既設護岸の損傷箇所等につきましては原因を分析するとともに、関係機関と協議し、より適用性の高い工法や対策の採用についても検討していくというように考えてございます。

続きまして、33 ページでございます。ウの法面や法面に近い法肩部に生育する樹木管理の考え方でございますけれども、法面や法面に近い法肩に生育する、法面等の崩壊に伴い倒木するおそれの高い樹木に加えて、今後は樹木の根系発達によって法面の崩落を進行させるおそれの高い樹木についても、法面保全のために伐採する。

法面保全のための管理、伐採の対象とする樹木の条件については、生育場所や巨木化状況などの視点から、幹直径 50 センチメートル以上を目安として、周囲の法面が直壁状、オーバーハング状法面であるという条件と法面に生育している、または法肩端から 50 センチメートル以内に生育しているという二つの条件を同時に満たす大径木を対象とする。

法面崩落を引き起こす可能性がある場合は伐根・除去を行なわないが、必要に応じて萌芽の管理を行う。樹木の伐採に当たっては、周辺地の樹木は残すなどの方針とし、法面保全だけではなく、生物多様性保全にも寄与していくというように考えてございます。

それでは、次に進ませていただきます。

ここからは、サクラ並木の保存について御説明いたします。

まず、34 ページでございます。第 2 回検討委員会でお示しした名勝「小金井（サクラ）」の並木の保存に係る保存整備の基本方針でございます。

続きまして、35 ページでございます。第 2 回の検討委員会でお示しした名勝「小金井（サクラ）」の並木の保存における保存整備の施策の進め方でございます。

続きまして、36 ページでございます。名勝「小金井（サクラ）」の並木の保存における実施施策案をお示しするものでございます。

議事資料 34 ページの基本方針で掲げさせていただきましたヤマザクラの保護や補植に当たっては、東京都教育庁、地元自治体等との協働によって取組を推進する。ヤマザクラの保全状況ですとか補植整備後の周辺環境などについて、関係機関が協力して情報共有を図るという先ほどの方針に基づきまして、次の施策を行っていくこととさせていただきたいと思います。

まず、アといたしまして、ヤマザクラを被圧する樹木への対処につきましては、現計画からの継続とする施策でございます。引き続き、ヤマザクラを被圧しているケヤキ等の樹木の剪定、伐採等によって日照条件の改善を図るとともに、剪定・伐採後も樹木が再度大径木化する前に剪定等を行って、ヤマザクラの生育環境を維持いたします。

イのヤマザクラの補植につきましても、現計画から継続する施策でございます。引き続き名勝を良好な状態で将来に継承していけるよう、東京都教育庁、地元自治体等と協働し、地元の意向も踏まえながら、後継樹の補植・育成に取り組んでいくことといたしまして、水道局といたしましては施設の維持管理等に配慮しながら、東京都教育庁、地元自治体等の要望に合わせて補植適地を提供いたします。

次のウでございますけれども、ヤマザクラ並木の維持は、ゾーン 4 のうち補植整備済区間を対象とした新規の施策でございます。これまで補植整備によって形成されたヤマザクラ並木を良好な状態で維持していくため、萌芽更新によって成長した樹木が再度、高木等に成長しないよう、2～3 年に 1 度、剪定・伐採を実施いたします。

また、年 3 回程度下草刈りを行って、ヤマザクラ並木の林床に形成された草地の保全に努めていきます。

検討事項、保存整備の進め方・施策案については、以上でございます。

亀山委員長：

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

吉田委員：

いくつかあるのですが、まず、法面保護工のところの保護の今後の方針ですが、例えば、32 ページのイの法面保護工の二つ目の丸、どのような保護工法にするかという考え方です。史跡というのは、地面を守るということです。史跡を保護する対象は土地で、ここに書かれている木柵、擬木柵というような形で、もし行うとするならば、今は木の根が法面を痛める話ばかりになっていますけれども、擬木を法面に打ち込むことになります。本来でしたら法面といわゆる土手の部分を保護するという観点からは、この工法について、もう少しきちんと検討が必要かと思えます。

従来は、いくつかのやり方でされてきたことは御説明いただいているのですが、どのような工法が本来の法面を残して、そして保護できるのかという検討をした上で、ここの部分の表現は書き込んでいただきたいと思います。今、もしこれが決定ということになりますと、この二

つの種類で実施するかのような表現になっていますので、そこは、少し検討していただきたいです。

私が色々と資料を見せていただいている中で、大正5年の玉川上水の実測調査の結果が残されています。それを拡大して見てみますと、法面の保護は石積みと木柵だということが、全ての範囲にわたってきちんと書き込まれています。そういう過去の工法の検討も加えながら、保護の方法を考えていただきたいということが一つです。

大きな点としてはもう一つあります。33 ページに、法面保全のための管理上、伐採対象として、二つの条件を満たす場合、これを全て伐採すると書かれています。

真ん中の白い部分、直径が50センチ以上の中でオーバーハングしていたり、直壁上あるいは50センチ以内に生育とか、こういう条件になっています。これは、事前説明のときにもお願いしたのですが、このような二つの条件が満たされているものを全て伐採してしまった場合、法面の景観が、要するに玉川上水の景観がどう変わるのかということをお知らせしたい。これは、景観の保護ということに大きく影響するのではないかと懸念します。

もしこの条件で現状のものを切った場合、どのような景観変化になるのか、そして、生物多様性にどういう影響があるのかということをしつかりと説明をしていただいた上で、この方針は考えた方がいいのではないかと思います。

大きいことで二つ、先にお願いたします。

篠原委員：

法面の話で、僕も言おうと思っていたのだけれども、吉田さんが言ってくれたので。

32 ページに、「木柵（擬木柵）」と書いてあるでしょう。ここは史跡なのだから、まがいものは使わないでほしいのですよ。だから、こんなこと書かれると困るのです。やるのだったら木柵か何かでやってほしい。

ただ、皆さん分かっていると思いますけれども、法面というのは普通の地形を切って土を出すわけだから、雨が降ったり霜柱で、それが少しずつ崩落したりしてくるのは、自然の摂理なのでね。それを無理やり人間が止めようというのが、もともと間違っているのだ。

それをなるべく遅くさせるとか、あまりにひどくなったらどうすると考えればいいのか、法面を保護するために何とかしないといかんということを頭に入れてしまうと、そういう固定観念で固まってしまうと、もともと自然のところに造ったのだからということをお出ししてやってほしい。

ついでだから、もう少し。

これをこれからやるというので色々いいこと書いてあるのだけれども、現場に行ったらコンクリートで固めてあるものがあるでしょう。僕は、あれを撤去してほしいのですよ。あれもよくないよね。先輩がやったからと言ったって、昔は応急措置をやって、色々な工法がなかったからしょうがないのでしょうかけれども、ぜひともやってください。

要するに、玉川上水は自然物しかありませんというのがいいよね。よろしくお願いします。

亀山委員長：

そうなのです。そのところが現時点でもう一つ課題なのですが、その前から行きますと、今の意見に関係して言いますと、法面保護工ですが、このところの32 ページにも「素掘り水路としての遺構の景観を保存し」と書いてあるわけで、基本、素掘り水路であるということから史跡に指定されているというところにつながっているわけです。そういう点では、素掘り水路ということはかなり大事な前提なのだと思います。

ただ、そのときに、今のコンクリートの話だけれども、ここがまだ史跡に指定される前、つまり、水路として使っていたときに色々な工法をやっているのですね。これはやむを得ずやらないとならなくて、史跡だなんて言っていなかったときにやむを得ずやられているものがあって、その扱いはどうしたらいいのかということでもあるのですよね。できればコンクリートを取っていただいた方がいいなという感じはするのですけれども、それも見方によっては遺構だと見る歴史の先生もいなくはないわけですね。だから、それをどうしたらいいのか。

長期的には、素掘りの遺構が大事だということを前提にすると考えてよろしければ、そうした方がいいと思うのです。割と歴史の方で難しいのは、どんなものが出てきても遺構だと頑張る方もおられるし、ここは割と難しいところなのです。どうしたらいいかというのを。

吉田委員：

先ほど申し上げたように、大正5年の段階ではコンクリートなどの擁壁はありませんので、素掘りに対して、施工する際に、石積みで押さえている。プラスで木柵。はっきりそれが書いてあります。もう一つあったのですけれども、土留めの杭でやっていたりとか、ちょっと見れば、それは資料的には確認できます。

篠原委員：

コンクリートが普及するのは、昭和に入ってからですから。

吉田委員：

ですから、この場合コンクリートは撤去しても全く問題ないと考えております。

亀山委員長：

分かりました。ありがとうございます。

鶴田委員：

歩いて見ていると、新しく架かった橋の両側みたいなものが、よくコンクリート化されているのです。古い橋のままだと石積みになっている。だから、昭和に入って通水が止まった後とかに大きな道路を通すときに、一緒に造られた橋みたいところに主にコンクリートが入っているので、今、そういう近自然工法とかでも、石積みを使ってかなり強度を上げて法面を保護することも、多分できると思われるので、それはすごく検討に値するかなと思いますが、いかがでしょうか。

亀山委員長：

むしろ、ですからそういう点で言うと、今のような橋を架けるところが、この後ずっとたくさん出てくるのですよね。都市計画の道路が玉川上水を横切っているものは、ものすごくたくさんあって、とてつもなくたくさん出てくる可能性がなくなはない。そういうことに対する考え方を、どこかに書いておく必要があるとは思いますが。

篠原委員：

僕は橋をやってくれと言われましたけれども、今の基準だと、橋梁の基礎に石を使うというのはあり得ないのだよ。だから、やるとすればコンクリートで打っておいて、表面にちゃんと石を貼るとか、周りに植栽をすとか、そういう要望だったらできると思う。ただ、石で基礎を造ってくれというのは、ちょっと無理だね。

やり方は色々あるのですけれども、表面に土台が出ないように地中に埋め込んでおいてという橋梁の形式もあります。足で突っ込んでね。だけれども、それはまたお金が高くなるとか、色々あるので、コンクリートを全部使わないで現代の構造物を造ってくれというのは、なかなか難しい。一言だけ。

亀山委員長：

いずれにしても、「検討すべきこと」と書いておいた方がいいと思います。

事務局（経理部長）：

今、いくつか貴重な御指摘をいただきました。

一つ、擬木柵のところにつきましては、既に擬木柵を使ったところもあるわけですが、ただ工法がそんなにたくさんあるわけでもないので、工法についてはまたこれから検討したいと思います。

それと、景観のお話が吉田先生からございました。お示した基準ですと、その基準を満たす木は18キロメートル区間の中に大体300本弱ぐらいございます。それを一斉に伐採するという事は考えておりませんで、地元の方と地元の自治体との御相談であるとか、そういう御意見も

聞きながらということになりますので、その際には景観に与える影響等についても考えていくということだろうと思います。

それと、昔、史跡指定前に打ったコンクリートをどうするかというのは、なかなか難しい問題ですけれども、その辺は実際の現場の運用もございます。現実問題としては、そのためにどの程度の経費と時間を要するのかということも、併せ考える必要もありますので、ちょっと1回現場の方で考えるといいますか、計画というよりは、実際の運用の中でどうしていくかというように考えていきたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

亀山委員長：

法面の工法について、今回は「連続繊維補強土工」と「木柵（擬木柵）」と二つだけ書いてあるけれども、これは文章として固定しなければいけないわけですから、むしろ、工法については検討するとかしておいていただいた方がいいのかと思うのですけれども。

事務局（経理部長）：

これで決め打ちというわけでもございませんので、書きぶりとしては工夫したいと思います。

亀山委員長：

分かりました。

石飛委員：

前の方に戻ってしまっていて恐縮なのですが、今回、ゾーニングという考え方を設けたというのは、まず、この考え方自体はすごくいいことだと思います。

先ほど知花先生もおっしゃったように、みんなを満たそうとするとわけの分からないものになるというのは容易に想像できるので、これはこれでそれぞれの歴史的な背景、現在の植生とか、それからどのように利用されているとか、そして法面の保護とか、こういうような多様性があるわけですので、それを幾つかに分けてやっていくということとはとてもいいことだと思います。

11月7日の住民説明会のときも、このエリアにどんな法律、どんな計画がかぶさっているかというのを、委員の皆さん、よく知っておきなさいという御意見がありましたけれども、事務局が参考資料1の14ページにそれを明確に図にして、表していただいております。

これは行政経験者としてよく分かるのですけれども、年代によってばらばらな考え方でゾーニングをしているわけでありまして、これを全て満たするようなゾーニングは、多分、不可能だろうと思いますが、これはこれとして背景があるということで、一つの判断、参考資料として使うということは、それはそれでいいことだと思います。

それから住民説明会、その後にやったアンケートで様々な意見が出てきて、これがまた地域ごとにかなり異なっているという特徴があると。これをうまく集約して、ゾーニングの後ろ盾にして使うというのは非常に大事だと思いますので、そこら辺の解析は引き続きやって、場合によっては、またちょっと手間暇がかかりますけれども、来年もう一回やって補強していくということで、ゾーニングが地域の住民、また訪れる方々にとって慣れ親しんでいく努力をしていくのはすごく大事なことだろうと思いました。

完璧なゾーニングをして、その境目をどうするのだというところはもちろん柔軟に考えていくべきだと思いますけれども、何にしても、非常に多様な価値を持っているこのエリアをこういう分け方にしてやっていくということは、今後の住民、都民にとって受け入れられやすいようなものを示していくということでは非常に画期的だし、非常に大事なことであろうと思いました。

以上です。

亀山委員長：

ありがとうございました。

何かございますか。

事務局（経理部長）：

このゾーニングについては、今回初めての試みでございますので、今後、その役割をしっかりと果たせるようにしていきたいと思います。

亀山委員長：

ただ、あまりこのゾーニングで、このとおりにびっしりやりますと言われると、現場はそれぞれかなり状況が違いますので、やっぱりゾーニングの考え方を使った方がいいかなと思います。

鶴田委員、何か御意見ありますでしょうか。

鶴田委員：

私もこのゾーニング案、すごくすばらしいことだと思うのですが、例えばゾーン4の中でも、今、モデル区間でサクラの補植が済んでいるところと、それより下流は、相当違う状況です。ゾーン6も、井の頭公園の中と外でも相当違いますし、ゾーン7も、牟礼橋を境に放射5号があるところと、住宅の中を細々としかもくねくねと曲がっているというところと、かなり違うと思うのですね。

このゾーン1から7で、それぞれのゾーンで、この方針でというのは結構無理があるのかなという気がして、もし可能なら、もう少し細かくしてもいいのではないかと、逆に思うぐらいなのです。

ゾーンを細かくすると手間がかかると思われるかもしれませんが、逆に違う性格の環境を同じ管理目標にしてしまうと、そっちの方がややこしくなる傾向があるので、多少細かくても、ここはこういう管理を、こちらはこういう管理をと細分化したほうがよいのではと思います。例えばゾーン6でも井の頭公園内は、完全に井の頭公園のパークマネジメントでせざるを得ないと思いますし、生物多様性的にも小鳥の森のゾーンがあるので、あそこは特徴的な鳥種がいるとか、ゾーン2でも、鷹の橋の辺りとか小平中央公園とか津田塾大があるところは、周りの生物多様性状況にすごく影響されて、希少種の繁殖が見られたりということもあります。その辺は、そのゾーンの中のホットスポットみたいなところを生物多様性上も考えながらゾーニングしていく方が、きっと、その後のマネジメントはやりやすいのではないかなと思いました。

生物多様性の保全に貢献ということに関しての進め方で、29 ページのモニタリングのところでも水路踏査とか横断測量というのは書いていただいて、その後、自然環境の基礎データの収集というモニタリングを入れていただいています。これは、その後の水路・法面の保全やサクラ並木の保存の中では、この自然環境のモニタリングについて、頻度とか、どう実施していくということはまだ組み込まれていないのですけれども、それは、また別途のものになると考えてよろしいのかどうか、そこだけ確認です。

亀山委員長：

2点ありましたけれども、一つはゾーニング。どうすればいいのかな。これはもうちょっと細かく書き込むというのが一案でしょうか。

例えば、ゾーニングについて、この中ではこういう部分についてはこういう配慮が必要だとかいうような、ゾーン2についてだったらこうというような形で書き込んでおくということは、一つのやり方だと思うのです。これ以上分割していくと限りなく細かくなってしまうので、一応大きな括りとしてはこれでよしとしておいて、その中で配慮すべきことは、こういうことがあるというやり方にしましょうか。

知花委員：

また矛盾しているように聞こえたら申し訳ないのですが、私がイメージしていたゾーンは大体これぐらいの数で、しかも、見ている限り割と妥当なゾーン区分かなとは思っています。

参考資料1の19ページとか20ページにずらっと写真が並んでいるのですけれども、これはなかなか面白いです。もちろん、おっしゃるとおり、きれいにゾーンで切れているかということと必ずしもそうではなくて、何を見るかによっても違って来るのですけれども、例えばゾーン6を中心

にゾーン5の下流半分とゾーン7の上流半分なんかは、見事に新しいコンクリートになっていますよね。

一方、ゾーン2の後半からゾーン3にかけて面白いのは、上の方は擬木なのかもしれませんが、真ん中あたりに石積み護岸があって、その下にはコンクリート護岸を足しているのですよ。貫井橋かな、ゾーン3の右下の写真を見れば分かりますけれども、昔ここに造られたであろう護岸があるものの、その下部で何もない河岸がむき出しになっているという状況からしても、多分ここは川底が下がっているのですよね。

といったように、恐らくゾーンごとに特徴が大分違うのですね。ゾーン3の辺りで河床がかなり下がったのだらうとか、ゾーン6だけどうも線形がぐにゃぐにゃ曲がっていて、人工的に掘った水路なのに何でこんなに曲がっているのだとか、冒頭、吉田先生がおっしゃったように、ここだけ粘土だったことが関係するのかなとか、ゾーンで特徴が違うことには何か意味があるのですよね。

だからそういう違いをざっと見られるゾーン区分をしておくことに意味があり、柵を何でやるかといったことを考える時にも、仮に擬木はよろしくないと思うという意見が全区間共通だったとしても、では木柵がいいのか、補強土工がいいのかは、ゾーン3とゾーン6で違う答えが求まると思うのですよね。

ゾーン6は、見るからに平成の初期にはやったような護岸だと思うのですけれども、仮にその時期に作っていたとして、その前どうだったのか、それまで何もしていなかったのか、昔からしょっちゅう崩れるから古いのがどんどん新しくなってきたのかはわからないかもしれないですけれども、ゾーンごとにちょっとずつ歴史的な文脈が違うはずなので、それをゾーンごとに押さえたらいいいと思うのです。

鶴田先生がおっしゃったことはもっともで、どうしても特徴は空間的な階層性を持っているので、どれだけゾーン区分を細かくしても、ミクロに見れば絶対違う所があるのですよね。

例えば、そもそも右岸と左岸で特徴が全然違ってくるわけですが、僕らがよくやるのはゾーン2をさらにゾーン2の1、2、3に分けるとか、あるいはゾーン2の右岸、左岸に分けるとか、階層的に特徴を見るようにして、ゾーン2はこういう方針で行きましょうとやる方法ですね。そうすると、ゾーン2の右岸はこうだ、左岸はこうだとか、さっき鶴田先生がおっしゃったみたいに、公園に接しているところだからこうすべきだというような、ゾーンの中をさらにサブゾーンに分けながらやると見えやすくなってくるかなと思います。というので、工法のところの議論のときにこそ、このゾーン区分を使っていただければ、もうちょっと参考になるものが見えるのかなと思って補足しました。

亀山委員長：

ありがとうございます。よろしいですか。
鶴田委員が言われた、もう一つは何でしたか。

鶴田委員：

自然環境のモニタリングにつきまして。

亀山委員長：

モニタリングの期間だとか年限ということについて、あまり細かく書いていないということですね。

鶴田委員：

30 ページから先には全く出てこないわけですが、その中でヤマザクラを被圧している萌芽の管理を2、3年に一度みたいなものを決めようとしていますけれども、自然環境のモニタリングの結果が出て来るペースとも併せてここは考えないといけないと思うので、その辺がどう書き込まれていくのか。

事務局（経理部長）：

いわゆる環境保全の面で、29 ページで申し上げますとモニタリングは二つあって、下の方の自然環境の基礎データの収集のところですけども、こちらのモニタリングの頻度についてはまだ検討中のごさいますて、次回の委員会でお示しできればと考えております。

亀山委員長：

ということでもいいですか。

鶴田委員：

それと併せて、剪定・伐採とかいうのも間隔とか、2、3年に一度にするにしても一斉にやるのではなく、それこそゾーンごと、輪作ではないですけども、分けていくとか、そういうことは考えないといけないだろうなと思います。

事務局（経理部長）：

ありがとうございます。

亀山委員長：

ここは木がどんどん育っていくということはあまり前提に考えていないので、期間の問題にしろ、だんだん大きくなってきますから、切らなければいけなくなってくるというのを踏まえて、計画をきちんとしておいた方がいいと思います。

他にいかがでしょうか。

吉田委員：

二つありますが、一つは今の剪定・伐採をゾーンごとに考えるということはもちろん有効だと思うのですが、ゾーンの中でも、先ほど言われたように直径が 50 センチ以上で、オーバーハング状でいうところが、例えばゾーン 6 に集中していたとき、それを一斉に伐ってしまうと圧倒的に景観も変わりますし、法面の保護という点からも、その後、その木がなくなったことによって、逆に法面に水が保てなくなってどうなるのか。このようなことを、ゾーンごとに影響がどのように発生するのかということを検討しながら伐採するとか、剪定にするとか、もう少し丁寧な表現にしていきたいと思います。

先ほどは住民の方の意見も聞きながらということを経理局がおっしゃっていましたが、そういう点を文章化しておいた方がよいのではないのでしょうか。この間行われた住民アンケートといいますが、住民説明会での色々な御発言を聞いていると、この文章が独り歩きすることへの懸念というのは強いかなと思います。

あともう一つは、例えば 31 ページに、今後「5 年ごとに水路踏査及び横断測量調査を行い」とあるのですが、これは既に今までもやっている地点が決まっているのか、これから地点を決めて、定点的に行う調査として計画されているのか、その辺はどういう内容になりますか。

事務局（経理部長）：

二つ御意見をいただきました。ありがとうございます。

1 点目のあるゾーンに伐採の対象となる樹木が集中していて、それを一遍に切ってしまうと色々影響があるのではないかと思いますので、その辺につきましては一遍に全部切ってしまうということは、恐らくないと思います。伐採をしながら、様子を見ながらということになるかと思います。

二つ目の断面調査の場所の件ですけども、今回、200 の地点を選んで断面調査をしていますので、この部分について定期的に見ていくということ、考えているところのごさいます。

事務局（用地担当課長）：

少し、補足させていただきます。

断面調査ですけども、今、お話しさせていただいたように基本 200 地点でやっていくのですが、今後、法面がどうなっていくかによって、多少変わっていくことはあろうかと思っております。基本はそのとおりだと思います。

あと、ちょっと遑ってしまっただけなんですけれども、法面保護工事のことを色々先生方に議論いただいたかと思います。いただいた御議論を踏まえまして、こちらで検討させていただきたいと思ひますし、より適応性の高い工法が何かあるのかということ、常に模索をしながらやっけていかなければいけないという課題認識はございます。

もう一つ、玉川上水が史跡に指定されたのは御案内のとおり平成 15 年でございます、玉川上水の歴史からすると、非常に最近のことでございます。史跡玉川上水の法面をどうしていかうかということになりますと、何が現状変更にあたるのかということも含めて検討していかなければいけないのかなということは、考えなければいけないと思ひてございます。

この件に関して、我々は史跡として指定していただいている立場なので、文化庁さんの御意見もしつかり伺いながら検討が必要なのかなと考へてございます。

以上でございます。

亀山委員長：

お二人の調査官がせっかくおいでですので、今のような場合に、法面の修復をするときの基本的な考へ方とか、遺構に対する考へ方とかというのは、特に玉川上水は新しい史跡ですので、歴史が長くて指定が新しいので、こういうときにどんなことを配慮する必要があるのかということについて、何かございますか。

文化庁（名勝部門主任文化財調査官）：

整備のことなので、私から申し上げたいと思ひます。これまでの議論のことも含めてお話しさせていただきます。

まず、法面修復とも関係する植生の取扱いの観点から、基本的なこととして確認したいのは、先ほどのエコロジカル・ネットワークについてであります。エコロジカル・ネットワークと言うからには、具体的にどういふネットワークなのかということについて、これからまた整理されて、次回以降、ご説明されるかと思ひますので、先ほども先生方のご意見の中で、史跡・名勝として植生を適切に手入れしていくことというのが前提だというお話がありましたので、そのことと当該地域の具体的なエコロジカル・ネットワークとの関係について、よく確認をしていただきたいと考へます。

それから、中流域のゾーニングとしては、先ほども議論ございましたけれども、多分、現実的にはご提案いただいたようなところだと思います。先ほどそういう御指摘もありました。

この「ゾーニング」というのをどう考へるかということですが、これは実施計画とか基本設計とか、そういうことを具体的に検討していく際に考へる「単位」というふうに考へていただくといふのではないかと考へます。玉川上水は線状に連なる遺産ですので、それぞれのゾーニングの前後との関係を見定めた中で、それぞれのゾーニングということ考へていく必要があります。エコロジカル・ネットワークということも掲げるのであれば、特に玉川上水は地方公共団体も複数にまたがって、それぞれの対応も一枚岩ではないわけですから、それぞれ沿線の歴史文化環境との関係とか、そういうことも念頭に置いて、各ゾーニングの位置付けや内容を検討することが重要です。

それから、ただいま、座長から御指摘いただいたことについては、多分、この後でご説明される活用施策や情報提供などとも関係すると思ひますので、線状に連なる玉川上水の歴史的な資産としての内容とか魅力とか、そういうことを如何に守り伝えていくのかという検討と密接に関係します。玉川上水は線状に連なっていますから、現地に行けば、順番に訪ねるしかないわけですが。そういう中で、それぞれの区間でどういふことを感じてもらうのか、伝えるのかなどについて、具体的に議論する中でそれぞれの場所の取扱いを検討していく必要があります。

そして、法面の話ですが、これは、玉川上水そのものが、現在も水道局の管理下にある現役の水路でもありますので、実際の管理の中で史跡指定以前に積み上げられてきたところも踏まえながら、今回の整備計画見直しの中で、現場の仕事としては全体を一度に実施できるわけではないですから、懸案とされている具体的な個別箇所の中から優先度の高いところを取り上げて試行的に検討していくこととして、そうした方針についてこの基本計画で定めればよいのではないかと考へます。そして、実施の部分でまた先生方の実際の場所での検討を積み重ねていただいて、次回の整備計画改定において具体的な方向性を定めていくということではないかなと思ひます。

いずれにしても、この玉川上水の中流域だけ取ってみても、一朝一夕で事業を実施していくことはできないと思いますので、今回、この整備計画が仮に 10 年ぐらいを目途とするならば、ここに示されたゾーニングのすべてを整備するということではなく、どこに限られた資金と技術と時間をかけるのかということを、次回以降も検討していただければと思います。

以上です。

亀山委員長：

後半、活用整備にも関わることも御意見いただきました。ありがとうございます。

もう一つ、この活用整備についてが残っておりまして、あまり時間がなくなってしまったのですが、とりあえずここまでで、この次の活用整備の話に移ります。よろしくお願いします。

活用整備の進め方についての御説明を、手短にお願ひいたします。

事務局（用地担当課長）：

それでは、時間の関係もございますので、駆け足で申し訳ございません、御説明させていただきますと思います。

まず、37 ページでございます。ここからは、活用整備の進め方に関する資料でございます。

活用整備の進め方でございますけれども、活用整備の取組状況、課題と検討事項、今後の方向性について、御説明させていただきます。

次、38 ページでございます。ハード面の施策の取組状況をまとめた資料でございます。

玉川上水を積極的に見て、理解していただくための施策といたしまして、緑道沿いや水路内の中低木の剪定・伐採による眺望の確保、安全快適な通行路の整備、史跡玉川上水の説明板の設置などの取組を実施いたしました。

また、フェンスデザインの統一などの関係機関との連携により進める施策について、関係機関への働きかけを行ってまいりました。

続きまして、39 ページでございます。こちらは、ハード面の取組の実施例と実施箇所をまとめたものでございます。

次に、行かせていただきます。

40 ページでございます。ソフト面の取組状況をまとめた資料でございます。

玉川上水に対する理解を深め、親しんでいただくために、既存施設や広報媒体など多様な情報を結びつけるとともに、他の関係機関と連携して、情報提供と P R 活動の充実を図ってまいりました。

続きまして、41 ページでございます。課題と検討事項についての資料でございます。

これまでの取組につきまして、現状を把握した上で、今後の活用整備の取組内容を検討していきたいと考えてございます。

また、フェンスデザインの統一などの関係機関との連携によって進める施策につきましては、関係機関への働きかけの取組を継続していきたいと考えてございます。

42 ページ、43 ページでございますけれども、今後の方向性に関する資料でございます。

まず、42 ページでございますけれども、活用整備の目標と基本方針といたしまして、次の 4 項目をお示しさせていただいてございます。

ア 玉川上水や名勝小金井サクラの来訪者や地元住民などに、玉川上水の歴史的価値とその保存に向けた取組への理解を深めていただくため、「玉川上水を見せる」、「玉川上水の歴史的価値を伝える」、「より多くの人が安全・快適に利用し、親しめるようにする」という三つの目標を設定し、この目標に沿った施策を展開する。

イ 保存整備と並行して、可能な施策から順次実施する。

ウ 保存整備の実施箇所と連動して、公開のための施策を展開する。

エ 関係機関が設置・管理する施設等に関連する取組は、関係機関との連携を図りながら、段階的に整備ができるように努める。

この目標と基本方針の下で、整備活用の施策を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、43 ページでございます。43 ページは、活用整備の施策の方向性案でございます。

三つの目標ごとに、これまでの取組、課題と検討事項、施策・取組の方向性をまとめてございます。施策取組の方向性にございますとおり、現在の施策方針の改善を図りながら、新たな施策についても検討してまいりたいと思います。

駆け足で申し訳ございませんでしたが、活用整備の進め方については以上でございます。

亀山委員長：

ありがとうございました。

活用整備の進め方について御説明いただいたわけですが、御質問、御意見等ございましたら、よろしくをお願いします。

吉田委員：

最後の 42、43 のところですが、活用整備の目標・基本方針というのは、あくまでも史跡玉川上水を活用整備するということですので、目標の 1、2 番の順番を変えてもらえないかと思います。

玉川上水の歴史的価値を伝えるということが 1 番で、その活用方法の中で、玉川上水を見せるというところが 2 番目に来るべきことで、それが逆転しており、木の伐採ということばかり表に出てしまっているようにみえます。

大方針としては、今、ここで 2 番になっている方が、最初に来るべきかと思いました。

亀山委員長：

これは、別に取り替えてはいけないということでもないですか。

事務局（経理部長）：

大丈夫です。

篠原委員：

余分なことを言うかもしれないけれども、大分前になりますが、僕の専門は景観で、景観法ができて色々やっていますけれども、一番びっくりしたのは京都市長が条例を改正したことで、御存知だと思いますけれども、京都の街中のマンションの高さを低くしたのですよ。

そうすると、次の建て替えのときに、それ以上の建物は既存不適格になるから低くしなければいけない。そうしたら補償なんかも出てくるし、色々大変だなと思ったけれども、びっくりしたのは京都市議会が全員賛成だったのだよね。

つまり、どういうことかと言うと、京都は日本の京都ではなくて、外国と競争している都市なのですよということを明解に打ち出したわけ。それはそうですよ、僕は前から言っているけれども、外国の有名な都市で、近くに山が見えて、家と一緒に見えるところなんてないのですよ。

大体外国の都市は人工物だけ。パリにしても、ローマにしても。京都だけではなくて、それが日本の都市の特色なわけね。なるほど、やっと日本の景観の話に気がついたかというか、明解にして、それを世界にアピールする。

コロナ前からですけども、外国人がすごく増えているでしょう。「来訪者」と書いてあるけれども、これは日本人だけではないのだね。それを意識して、これを作ってほしい。対世界ということを考えての玉川上水。

そうすると有名なのは紀元前 4 年ぐらいだけでも、ローマの水道橋ってすごいでしょう。こっちはもちろん新しいけれども、それだって人口は世界で一番多かった 100 万都市で、延々何十キロも水道を引いてきたのだから、それを世界にアピールしない手はないよね。

ということを考えると、他の城下町でも、岡山とか上水道を結構整備しているものがあるので、その中で江戸というのはこういう特色があるのです、こういうことが重要なのですということを、何かそういう調子で書いてほしいのです。もう時代が変わってきているのだよ。今、インターネットとかあれだから、日本人より、むしろ向こうの人々の方が詳しいでしょう。そういう調子でまとめてほしいのだよな。

日本人が散歩するのはいいというのは重要だけれども、もうちょっとレベルが、価値が高いのですよね。だって 100 万都市で、こんな何十キロも引いてきて水道を造ったというのはないですよ。姫路とか岡山とか、他の都市もありますけれども、そこを調べるのは簡単でしょう。

人間どうしたって単独だけではなくて、色々なものと比較して、こういう特色があるのです、ここはユニークでしょと書いてほしいのですよ。よろしくをお願いします。

というのは、価値が非常に高いと思っているから。

亀山委員長：

ありがとうございます。

史跡に対する外国人の目は、非常に細かくよく見ていて。例えば、箱根の旧街道なんて本当に外国人が多くて、すごく細かいところをずっと見ていて。見方が我々みたいにいいかげんで大ざっぱではなくて、随分違うなというか、歴史に対して深く読み込んでいこうとするところがあるので、そこは大事なことだと思います。

鶴田委員：

蛇足になるかもしれませんが、例えば、英文で発信するとかいうのも、すごくいいことかなと思います。

歴史的価値を伝えるのと併せて、水と緑の空間ということで、これだけ調査なんかも続けてきているので、こういう説明板の設置のところに、こういう自然環境としても維持されてきたということアピールできると、さらに玉川上水を見せるとか、利用される方たちがそのときに観察できなくても、こんな生き物たちもいるところなのだとかが分かっているのではないかと思います。

そういうパンフレットですとか、ホームページとか、SNSというのは活用していただけるとありがたいと思います。

亀山委員長：

将来的には、多摩川からの取水の制限がなくなれば、もうちょっとたくさん取って本物の水を流してもらいたい。江戸城のお堀まで入れたいというのは、あるかなと思います。

そこはあまり簡単に諦めないで、長期的にもう一度まともな水がちゃんと流れる玉川上水というのを何とかしたいなというところは持ち続けていただきたいと思います。

他、いかがでしょうか。

篠原委員：

我々にとって、非常に身近だからピンとこないけれども、世界的に見ると非常に価値が高いのだと思うね。

亀山委員長：

世界遺産を目指す、なんていう運動をしている方もいるぐらいですから。玉川上水を世界遺産にという活動をしている人たちもいるので、割とそういう方向に動かない手もないかもしれません。

吉田委員：

もしかしたら事務局の考えとしては、今回は中流域にだけ限定して書いていращやるのだろうと感じるのですが、今、お話が広がっているように、ここは玉川上水の羽村取水口のところから、四谷門から江戸城に入っていくところまで、もう少しイメージできるように、書いていただきたいと思います。

私は羽村の取水口も見せていただきに行って、今回、問題になっていない現用で使われている玉川上水の区域が景観的にも非常に整備され、荒れていないというか、すごくいい上水の姿を遺していることを確認しました。それを含めて、もう少し謳っていただきたいと思います。

亀山委員長：

ありがとうございます。

一通り御説明いただいて、御意見もいただいてきたわけでございますけれども、そろそろ終わりの時間が近づいております。

事務局から、何か御意見ございますか。

事務局（経理部長）：

本日も、貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

全体的に事務局の方で整理をいたしまして、次の委員会へつなげていきたいと思います。ありがとうございました。

亀山委員長：

委員の皆さんから御発言ございますか。よろしいですか。

せっかくですから、文化庁のお二人。先ほど伺ったのでよろしいでしょうか。何かございますか。よろしいですか。

特にございませんようでしたら、本日はこれまでといたします。